

令和3年3月19日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言の終了 及び県における感染警戒期の継続について

県民・事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、日常生活や社会経済活動において、感染回避行動を始めとする様々な感染防止対策を実践していただき、感謝申し上げます。

「特別警戒期間」を終了した3月1日以降の陽性者数は14名、新規事例も6事例の発生に止まり、その半数の感染経路が県外と推定されます。毎日、150件程度の抗原検査やPCR検査が実施される中で、散発的な感染確認に止まっており、県内の感染状況は落ち着いた状態を維持していると評価できます。また、これに伴い、医療提供体制への負荷は相当程度軽減されてきています。

これもひとえに、感染予防を他人事ではなく、自分事として捉え、日々の生活や事業活動の中で感染回避行動を実践いただいた県民・事業者の方々のご協力によるものと、心から感謝申し上げます。

これから年度末・年度初めにかけて、他県からの転入・転出など人の移動が盛んになるシーズンを迎えます。

昨日、国は、首都圏の1都3県で継続している緊急事態宣言を21日で解除することを決定しましたが、首都圏を中心に、新規感染者数が下げ止まり、感染再拡大の懸念も指摘されており、当分の間は、ウイルスの持ち込み・持ち帰りリスクに一定の警戒を続ける必要があると考えております。

そのため、昨年11月20日から継続している「感染警戒期」につきましては、3月22日以降も継続することとしました。

今後は、年度替わりの時期の感染状況の推移を十分に見極めた上で、「感染縮小期」への移行も念頭に総合的に検討を行い、改めて対応を判断したいと考えておりますので、県民や事業者の皆様におかれましては、引き続き、警戒レベルを維持していただきますようお願いします。

なお、1都3県の緊急事態宣言の解除を受け、「特別警戒期間」の終了後も、特措法に基づく要請として継続していた「感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛」につきましては、3月22日以降、県知事としての協力依頼とし、「首都圏（1都3県）への往来や出張については、慎重に判断」に切り替えてお願いすることとします。

首都圏への往来や出張については、必要性を検討の上、慎重に判断いただきますとともに、訪問される場合も、

○訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底

○帰県後2週間は、体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、懇親会等の参加を自粛

いただきますようお願いいたします。

重ねて、年度末・年度初めを迎えるに当たり、

○歓送迎会や卒業・入学パーティー等、会食を伴う恒例行事での感染リスク

○転勤・転居などの転入に伴う感染リスクの持ち込み

○往来・出張などによる感染リスクの持ち帰り

には、特に注意いただきますようお願いいたします。

年度替わりの期間に合わせ、県におきましては、昨年度と同様、市町や交通事業者等と連携し、転入・転出等で混雑が予想される各市町の住民窓口や空港のロビー、駅や港などの交通の玄関口における、感染防止対策の徹底に加え、県外から転入してきた方々に対し、感染回避行動の徹底や、体調不良の場合の受診相談センターへの連絡などを呼び掛けるチラシを配布するなど、水際対策を強化することとしております。

また、4月の人事異動で、首都圏や感染者が増加している地域から愛媛に帰県する県職員に対しては、

○帰県前には、特に感染回避行動を徹底するよう注意喚起を行う。

○帰県後2週間の一律の自宅待機とはせず、適切な感染回避行動をとっており、体調に問題がないかを個別に確認した上で、原則4月1日から新所属で勤務させる。

○やむを得ず感染リスクのある行動をとった場合は、テレワーク等による在宅勤務を行う。

方針としています。新規採用職員で県外に居住していた者についても、同様に対応します。

企業や団体の皆様におかれましても、転居を伴う職員の異動等に関して、参考にしていただきますようお願いいたします。

県民・事業者の皆様のご粘り強いご努力のおかげで、現在、県内の感染はひとまず沈静化している状況にあります。次のステップである「感染縮小期」への移行に向けて、引き続き、皆で力を合わせて新型コロナに立ち向かっていきましょう。

なお、これらの対策の詳細については、別添の資料にまとめておりますので、ぜひご一読いただきますようお願いいたします。

また、この内容を本日の記者会見でご説明しましたので、県民の皆様におかれては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧いただきますようお願いいたします。



「感染警戒期」は継続 感染回避行動を徹底

- ✓ 首都圏の感染状況は、高い水準で横ばい・微増傾向。リバウンド（感染再拡大）も懸念。
- ✓ 関西圏でも実効再生産数が1を上回り、感染者は増加傾向。
- ✓ 全国的に変異株の感染の広がりが確認。
- ✓ 人の移動が活発になる時期であり、ウイルスの持ち込み・持ち帰りのリスクが高い。

感染拡大を防ぐための協力依頼内容

○緊急事態宣言の解除に伴い、特措法に基づき要請は終了。
ただし、首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断するなど、
感染回避行動は徹底

項目	現在	3月22日以降
対策期間	3/2(火)～	継続
期間名称	「感染警戒期」	継続
	感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛(法による要請)	※法に基づく要請は終了 首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断 (協力依頼)
	年度替わりの恒例行事等の注意	「年度替わり」の注意
要請・協力依頼内容	「5つの場面」の注意	継続
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	継続
	業種別ガイドラインの実践	継続
	医療・高齢施設の面会制限 (施設長等の判断のもとで実施)	継続
	県立学校における身体接触を伴う活動等 (学校長の許可のもとで実施)	継続
	イベント等感染対策の徹底	継続
		2

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

- 感染拡大地域との往来による感染リスクへの対処
(法に基づき要請⇒協力依頼へ変更)

【県民・事業者】

- 感染拡大地域(特定都道府県)への不要不急の往来や出張の自粛
【特措法第24条9項に基づく要請】(3月21日まで)



- 首都圏(1都3県)への往来や出張については、慎重に判断
【協力依頼】(3月22日～)

- 往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後2週間間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、懇親会等の参加は控える

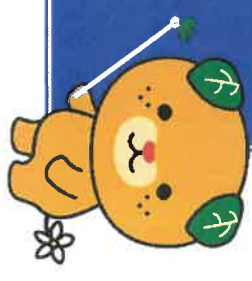
※首都圏(1都3県)

令和3年3月21日まで緊急事態措置を実施すべきとされていた都県
(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)

- その他、感染者が増加している地域への往来や出張時は注意

「年度替わり」の注意事項

愛顔で迎える新たな1年 コロナ対策 再点検やね!



① 会食を伴う恒例行事での感染リスク

➤ 歓送迎会や卒業・入学パーティー等の恒例行事では会食の

注意事項をしっかりと守って楽しむ

- ・日頃会わない方とは、長時間・大人数を避ける
- ・体調不良の方は参加しない・させない
- ・首都圏や感染者数が増加している地域での滞在など、感染リスクの高い行動をした方は参加を自粛

② 転入(転勤・転居など)による感染リスクの持ち込み

➤ 転入前・転入後2週間は、体調管理に留意

➤ 感染回避行動の徹底

➤ 発熱等の風邪症状がある場合は、できる限り外出を控え、
受診相談センターへ相談

③ 往来・出張などによる感染リスクの持ち帰り

➤ 首都圏や感染者数が増加している地域への往来や出張時には、
感染回避行動を徹底し、帰県後2週間は、体調管理に留意⁴

「花見」の注意事項

- 家族・友人・職場の同僚など、日頃会っている身近な範囲で、大人数、長時間を避けて
- 「宴会」「カラオケ」は避けて
(大声になるなど感染リスクの高い行動は控える)
- 体調不良の方は参加を控えて
- 会話時はマスク、グループ間は適度な距離を
- 大皿は避け、食器は個別、使い回ししない
- 感染防止対策（手洗い、手指消毒等）の徹底を



感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 年度替わりの感染リスクへの対処(協力依頼)

【県民・事業者】

○ 年度替わりの恒例行事、転入、往来・出張等、次の事項に注意

① 会食を伴う恒例行事での感染リスク

- 歡送迎会等では、日頃会わない方との大人数、長時間の会食は避ける
- 体調不良の方は会食に参加しない、させない
- 首都圏や感染者が増加している地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている方は、会食を避ける
※頻繁に飲み歩くなど不特定多数の人と接触している方は特に注意
- 卒業式、入学(社)式の前後も感染回避行動を徹底
(マスク着用、会話を控える、体調が悪い場合は参加しないなど)
- 卒業式、入学(社)式の主催者は会場での適切な感染防止対策を徹底
(換気、消毒液設置、人と人との間隔の十分な確保など)

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 年度替わりの注意事項への対処(協力依頼)

【県民・事業者】

② 転入(転勤・転居など)による感染リスクの持ち込み

- 転入前・転入後 2 週間は、体調管理に留意し、感染回避行動を徹底
- 発熱等の風邪症状がある場合は、できる限り外出を控え、まずは、最寄りの医療機関に相談
- 相談する医療機関が分からない場合は、受診相談センターへ相談

【受診相談センター(コールセンター)】

TEL : 089-909-3483 ※24時間対応

③ 往来・出張などによる感染リスクの持ち帰り

- 首都圏や感染者数が増加している地域への往来や出張時には、訪問先自治体の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底
- 帰県後 2 週間は、体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、懇親会等の参加は控える

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 年度替わりの注意事項への対処(協力依頼)

【県民・事業者】

④花見

- 家族・友人・職場の同僚など、日頃会っている身近な範囲で
- 大人数、長時間を避ける
- 「宴会」「カラオケ」は避ける（大声になるなど感染リスクの高い行動は控える）
- 体調不良の方は参加を控える
- 会話時はマスク、グループ間は適度な距離をとる
- 大皿は避け、食器は個別、使い回ししない
- 感染防止対策（手洗い、手指消毒等）を徹底

《県管理公園の対応》

- HPや掲示板等で周知
 - 定期的な見回りを実施
- ※市町にも同様の対応を依頼

〔主な県管理公園〕

- 道後公園（松山市）
- えひめ森林公園（伊予市）
- 南予レクリエーション都市公園（愛南町）など

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 社会経済活動における感染リスクへの対処 (協力依頼)

【医療機関・高齢者施設等】

○ 面会は時間や人数を制限し、適切な感染予防策を実施

[内容] ① 施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討

② 面会時は適切な感染予防策を実施

【県立学校】

○ 授業や部活動において身体接触を伴う活動等は、学校長の許可の下、健康観察や3密回避を徹底し注意をして実施

○ 練習試合は県内校を対象とするものは実施。ただし、学校長が必要性を十分に検討のうえ、厳選したものに限り。

【公共施設、イベント等】

○ 感染防止対策の徹底